

建築基準法第7条の3第二号の規定に基づく、建築物の中間検査制度の改正案(素案)に対する意見募集でいただいたご意見及び回答について

- 1 意見公募期間 令和2年11月2日(月)から同年12月2日(水)まで
- 2 意見公募総数 2件
- 3 意見の概要及び意見に対する回答

番号	事項	意見の内容	意見に対する回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・完了検査申請書に添付する書類 ・説明会等 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査対象でない4号建築物であっても、令38条の規定に適合することが確認できる図書が必要になるのでしょうか。 ・設計者や施工者等に対しての、説明会等の実施予定はあるのでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査対象外となる小規模建築物に対しては、完了検査時に当該図書の添付を求めないこととします。 ・説明会等については、令和3年4月から改正告示・細則の施行日までの期間に県内の複数会場にての開催を検討しております。
2	<ul style="list-style-type: none"> ・中間検査申請書に添付する書類 	<ul style="list-style-type: none"> ①軸組み計算書は確認申請時に添付しなければならない。それに伴い、確認申請時の期間は今まで通りでお願いしたい。 ②特例が効くが審査は必要と思われるが、現場にて変更になった場合、金物関係の変更はどうするのか？ ③中間検査については完了検査と違い見る期間が2日ほどに限られるためそれに対応できる県の体制が必要と思われる。(人員増強等) 	<ul style="list-style-type: none"> ①軸組計算書については、あくまでも中間検査申請書に添付が必要なものになります。従って、確認申請に併せてご提出いただいた場合であっても、確認申請の審査期間は今までどおりとなります。 ②確認審査の特例が適用される部分に変更が生じた場合、法に適合させる必要は当然ありますが、建築基準法の変更手続きは不要です。 ③中間検査は工事中の過程を検査することになるため、出来る限り円滑に工事を進めていただけるよう対応に尽くしてまいりますので、中間検査を申請される場合には、出来る限り早い段階で日程調整等のご連絡をいただくよう、ご協力をよろしくお願いいたします。